

## 加須市建築設計業務標準委託契約約款運用指針

(平成22年3月23日市長職務執行者決裁)

### 対象業務関係

加須市建築設計業務標準委託契約約款（以下「契約約款」という。）は、建築関係の設計業務を対象とする。

### 第2条関係

第1項において、この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととしたので、適切に処理すること。

### 第3条関係

- (1) 第1項の期間については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸長又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (2) 第2項の期間については、履行期間、業務の態様等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸長又は短縮した日数を記載できるものであること。

### 第6条から第10条関係

条文（A）、（B）の選択に当たっては、原則として、条文（A）を選択することとし、次の各号のいずれかに該当する場合に条文（B）を選択すること。

- (1) 象徴性、記念性等が極めて高く、他の類似の建築がなされることを確実に回避する必要がある場合
- (2) 同一又は類似の設計に基づく建築を繰り返し行う場合

### 条文（A）第7条関係

第1項第2号の「前号の目的」については、設計業務を分割して委託し、業務の継続が困難となった場合等において、成果物を利用して建築物を完成するため、乙より引渡しを受けた成果物を甲又は甲の委託する第三者が利用できるものであること。

### 第11条関係

第3項の「その他必要な事項」とは、業務の一部を委任し又は請け負わせた者の住所、委任し又は請け負わせた業務の内容、当該業務の担任責任者の名称等を含むものであること。

### 第12条関係

施行方法が特許権その他第三者の権利の対象となっている場合には、設計仕様書にその旨明示すること。

### 第13条関係

- (1) 発注者が監督員を置いた場合又は変更した場合には、その氏名等を受注者に通知すること。

(2) 監督員の権限については、設計仕様書に定める必要があること。

#### 第16条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。なお、報告すべき内容、方法、時期等については、必要に応じて設計仕様書に定めておくこと。

#### 第17条関係

第1項の貸与品の「性能」については、使用時間又は使用日数及び最終定期調整後の使用時間又は使用日数を明示すること。

#### 第21条関係

第2項の「増加費用」とは、中止期間中、業務の続行に備えるための労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するため労働者、機械器具等を作業現場に搬入する費用等をいう。

#### 第25条関係

- (1) 第1項の「履行期間の変更」とは、第18条、第19条第5項、第20条、第21条第2項、第22条第3項、第23条、第24条第1項及び第2項並びに第38条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の期間については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸長又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第18条においては、監督員が修補の請求を行った日、第19条第5項においては、設計仕様書の変更又は訂正が行われた日、第20条においては、設計仕様書等の変更が行われた日、第21条第2項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、第22条第3項においては、設計仕様書等の変更が行われた日、第38条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

#### 第26条関係

- (1) 第1項の「委託料の変更」とは、第18条、第19条第5項、第20条、第21条第2項、第22条第3項、第24条第3項及び第38条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の期間については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸長又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項にいう「委託料の変更事由が生じた日」とは、第18条においては、監督員が修補の請求を行った日、第19条第5項においては、設計仕様書の変更又は訂正が行われた日、第20条においては、設計仕様書等の変更が行われた日、第21条第2項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、第22条第3項においては、設計仕様書

等の変更が行われた日、第24条第3項においては、発注者が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第38条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

#### 第29条関係

第1項の期間については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸長又は短縮した日数を記載できるものであること。

#### 第33条関係

前金払を行わない場合には、その旨を契約書のその他特定条件に、この条は適用しない旨明記すること。

#### 第34条関係

- (1) 第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。
- (2) 第3項については、発注者が保証事業会社に履行期間の変更通知を行う場合には削除して差し支えないこと。

#### 第36条関係

- (1) 成果物について部分引渡しを受けるべき部分がある場合には、設計仕様書に定めておく必要があること。
- (2) 第3項の期間については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合には、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸長又は短縮した日数を記載できるものであること。

#### 第37条関係

- (1) 委託料の請求については、第三者の代理を認めないこととし、また、その受領について第三者を代理人とする場合には、発注者の承諾を必要とすること。
- (2) 「第三者」とは、受注者の履行補助者の地位にある使用人等は含まれず、これらの者については、受注者の任意により、請求及び受領について代理人とすることができるものであること。
- (3) この条に規定する第三者の代理受領は、第31条（第36条において準用する場合を含む。）に規定する委託料の支払について認められるものであり、前金払については認められない。

#### 第42条関係

受注者が第1項第10号イからトのいずれかに該当する疑いがあるときは、別に定める手続きにより対応するものとする。

#### 第49条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に参入しないこと。

- (2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完了した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

#### 第52条関係

この条において定める保険については、設計仕様書に定めておく必要があること。

附 則

(施行期日)

- 1 この運用指針は、平成22年3月23日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この運用指針の施行の日の前日までに、合併前の加須市建築設計業務委託契約約款運用指針（平成13年4月1日施行）又は騎西町建築設計業務標準委託契約約款運用指針（平成20年8月1日施行）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの運用指針の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この運用指針は、平成23年12月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この運用指針の施行の日の前日までに、入札公告及び指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この運用指針は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この運用指針の施行の日の前日までに、入札公告及び指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。